

1 愛玩豚における豚熱ワクチン接種の現状について

中央家畜保健衛生所
○北山 美優

I はじめに

近年、ペットの多様化により、今まで家畜として飼われていた動物が家族の一員として飼養されるようになってきた。

当所管内では、マイクロブタやミニブタなど愛玩豚の飼養者が年々増加している。埼玉県内で飼養する豚は、令和元年以降、豚熱ワクチン接種が義務付けられているが、愛玩豚も対象となる。

しかし、愛玩豚への接種は、家畜用の豚よりも様々な配慮が必要である。増え続けている愛玩豚の豚熱ワクチン接種について、現状を報告する。

II 県内及び当所管内における養豚・愛玩豚の飼養者数の推移

県内における養豚・愛玩豚の飼養者数の推移をみると、養豚は減少、愛玩豚は急速に増加している。令和 4 年度には養豚の飼養者数よりも多くなり、令和 5 年度には 100 件を超え、養豚の 2 倍近い数となっている(図 1)。この傾向は、都市化した県南地域を所管する当所においては一層顕著であり、令和 6 年度は愛玩豚飼養者が 73 名と 9 割以上を占めている(図 2)。

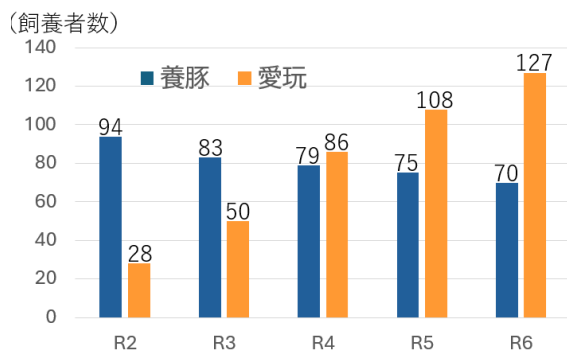


図 1 県内における養豚・愛玩豚の飼養者数

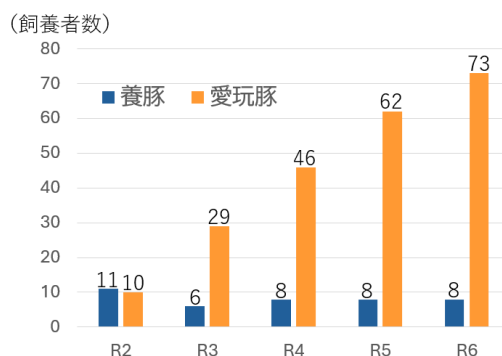


図 2 当所管内における養豚・愛玩豚の飼養者数

愛玩豚飼養戸数の増加の要因として愛玩豚販売施設が全国的に増えていることが挙げられる。実際に、当所管内で令和 3 年 4 月に販売施設が開業してから愛玩豚の飼養者数は大幅に増加している。更に令和 7 年 3 月、管内東部地区 A 市の大型ショッピングモールに愛玩豚販売施設が開設されたため、今後愛玩豚飼養者数はさらに増加すると考えられる。

Ⅲ 家畜防疫員によるワクチン接種の流れ

1 現場に向かうまで

現在、家保が愛玩豚 1 頭ごとの接種履歴を全て管理しており、接種予定の 1 か月前に飼養者に電話をかけ 1 日で複数件接種ができるように日程調整を行っている。

飼養者の住所を地図アプリで検索し、交通渋滞を考慮しながら余裕を持って移動できるよう時間の調整を行う。しかし、時間をかけて調整を行っても飼養者の都合によりワクチン接種が延期になる場合もある。

2 ワクチン接種の現場について

ワクチン接種は、飼養者の自宅内に入るため必ず職員 2 名で出張する。まず、飼養者の自宅近くの駐車場を探し駐車する。畜産農家と違い自宅に余分な駐車場がないため、多くの場合、有料駐車場に駐車することになる。自宅近くに有料駐車場が無い場合、数百メートル離れたところへ停める場合もある。

駐車場で接種の準備を行うが、ワクチン瓶からシリンジに薬液を入れ替える作業などは、かなり不審な行動となるため周りの目を気にしながら行う必要がある。

そして自宅に伺い、副反応の説明と豚に異常がないか確認後接種を行う(図 3)。接種後手数料を徴収し、ワクチン接種履歴を記載した台帳を渡して終了となる。



図 3 飼養者宅における愛玩豚のワクチン接種

Ⅳ 愛玩豚の接種時期による大きさの違い

愛玩豚は成長による変化が大きい生き物であり、約 8 か月齢の 2 回目接種時は、1～2 週齢の養豚の子豚と同じくらいの大きさである(図 4)。体が小さく皮膚も薄いため針を深く刺しすぎず、ストレスをできる限り与えないようにすることが重要になる。養豚農家で子豚へワクチン接種を行った際にも一時的にけいれんする個体が見られるため、最もリスクが高い時期といえる。

3 回目接種時には中型犬ほどに成長し、4 回目接種時は 2 回目接種時の 2 倍以上まで大きくなる(図 5、6)。ワクチンのリスクは低くなるが、力も強いいため豚が暴れたときに保定している人を針で刺さないように気をつける必要がある。



図 4 2 回目接種時の愛玩豚(約 8 か月齢)



図 5 3 回目接種時の愛玩豚(約 1 歳 7 か月齢)



図 6 4 回目接種時の愛玩豚(約 2 歳 10 か月齢)

V 家畜防疫員によるワクチン接種の課題

家畜防疫員によるワクチン接種には幾つか課題が存在する。家畜防疫員は愛玩動物の診療は行っていないため接種に起因する副反応への対処ができない。また、訪問接種のため接種日時を飼養者の都合に完全に合わせることはできず、自宅内というプライベートに立ち入らなくてはならない。

家保においても時間的、経費的な負担が大きくなっている。特に一番の課題は、副反応が起こった際に対処できないことである。愛玩豚に機能障害等が残ったり、死亡したりすることもあり得るが、そうした場合家保も賠償責任を問われることになる。

こうした課題があることから、愛玩豚に対するワクチン接種については、これまで家畜防疫員が緊急的な対応として行ってきたが、安全に受けられるよう、副反応に対処できる診療施設においてかかりつけ獣医師等が接種できる体制を整える必要がある。

VI 知事認定獣医師制度について

1 知事認定獣医師制度の概要

豚熱ワクチン接種は原則として家畜防疫員が行うことになっているが、令和 5 年度末、埼玉県では家畜防疫員でない獣医師が接種を行える知事認定獣医師制度がスタートした。

診療施設でワクチン接種を行えるようにするためには、知事認定獣医師の認定とワクチンの接種許可を受ける必要がある。認定獣医師が接種する場合、県に対し 1 頭につき 60 円のワクチン保管料の支払いが必要になるが、診療施設で接種を行い、飼養者に支払ってもらう接種費用は認定獣医師が任意で設定できる。この制度を活用することで飼養者は安全にワクチン接種を受けられる。認定獣医師は愛玩豚飼養者という新たな顧客を確保でき、家保の効率的な運営にもつながる(図 7)。

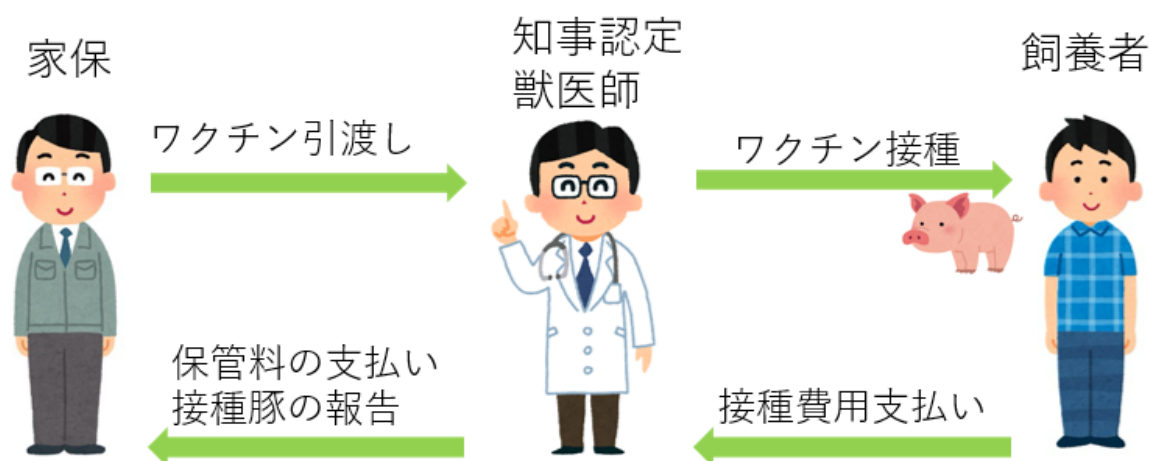


図 7 知事認定獣医師によるワクチン接種のフロー図

2 県内の知事認定獣医師及び接種許可の状況

県内の認定獣医師の人数を見ると認定獣医師の認定のみを受け、接種許可を取得していない獣医師がほとんどである(図 8)。

接種を行うためには認定獣医師の認定及び接種許可が必要になるため、現状接種を行える認定獣医師は県内で 2 名のみになる。両名とも当所管内の獣医師であるが、うち 1 名は愛玩豚販売施設の獣医師であり、販売する愛玩豚にのみ接種を行う。残り 1 名は昨年 12 月に接種許可を取得し、1 月から診療施設での接種を開始した。

接種を開始した獣医師も、豚熱ワクチン接種に係る手続が煩雑であるとの理由で難色を示していたが、手続に必要な書類作成を家保が補佐するなど丁寧な対応をとることで接種開始に至った。そうした丁寧な対応を行うことで、新たにもう 1 名ワクチン接種を行う認定獣医師を確保する見込みが立った。

そのため、愛玩豚飼養者は、令和 6 年度中に 2 つの診療施設で接種を受けることが可能になる。

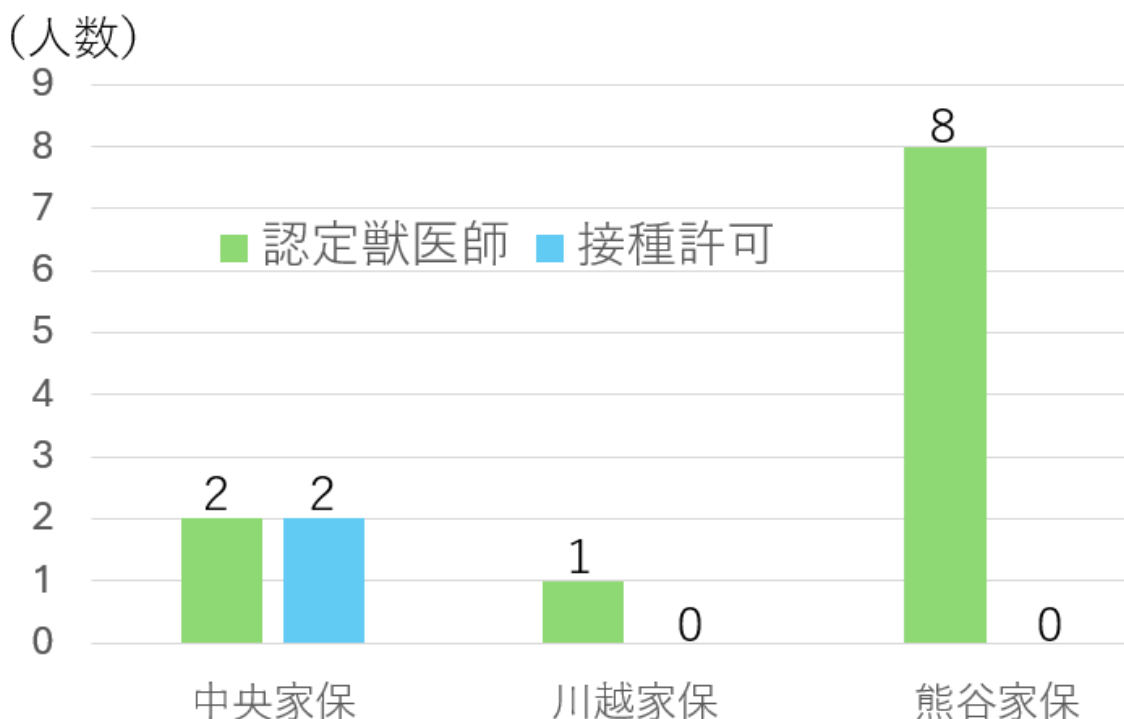


図 8 県内の知事認定獣医師及び接種許可の状況

V 今後について

知事認定獣医師によるワクチン接種を拡大していくためには、愛玩豚飼養者と獣医師の両者に対し丁寧な説明を行い、理解を深めてもらう必要がある。

愛玩豚飼養者は、これまで家保が管理していた愛玩豚の接種履歴や接種適期について自らが理解し、自らの判断で接種適期に認定獣医師のいる診療施設に行く必要がある。そのため、接種時期を解説したリーフレットや愛玩豚ごとの接種履歴や今後の接種適期を記載した台帳を配布予定である。

また、愛玩豚飼養者から聴取したかかりつけの獣医師を個別に訪問し、ワクチン接種の現状や制度について丁寧に説明し、認定獣医師の増員、接種可能な診療施設の拡大を行っていく。

令和 6 年度中に 2 施設で愛玩豚の豚熱ワクチン接種を受けられるようになるが、取組をさらに推進し、安全性・利便性の高いワクチン接種体制を構築していく。